

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	特例による指定の有無	定員規模(※1)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等		必要書類等								
					地域区分	適用開始日									
各サービス共通					11. 一級地 16. 六級地	12. 二級地 17. 七級地	13. 三級地 23. その他	14. 四級地	15. 五級地						
障害児入所給付費 福祉型障害児入所施設			1. 当該施設が単独施設 2. 当該施設に併設する施設が主たる施設 3. 当該施設が主たる施設	1. 知的障害児 2. 自閉症児 3. りゅうあ児 5. 肢体不自由児	重度障害児入所棟設置(知的・自閉)(※5)	1. なし	2. あり								
					重度肢体不自由児入所棟設置(※5)	1. なし	2. あり								
					定員超過	1. なし	2. あり								
					身体拘束廃止未実施	1. なし	2. あり								
					虐待防止措置未実施	1. なし	2. あり								
					業務継続計画未策定	1. なし	2. あり								
					情報公表未報告	1. なし	2. あり								
					日中活動支援体制	1. なし	2. あり				別紙25、資格証(写)				
					重度障害児支援(強度行動障害)	1. なし	2. あり				別紙8-1、別紙8-2、研修修了証(写)				
					強度行動障害加算体制	1. なし	3. I	4. II			別紙33-2、研修修了証(写)				
					心理担当職員配置体制(※6)	1. なし	2. I	3. II			別紙14、資格証(写)				
					看護職員配置体制	1. なし	2. I	3. II			別紙11、資格証(写)				
					児童指導員等加配体制	1. なし	2. 専門職員(理学療法士等)	3. 児童指導員等			別紙15、別紙3、資格証(写)				
					自活訓練体制(I)	1. なし	2. あり				別紙7、各種添付書類				
					自活訓練体制(II)	1. なし	2. あり				別紙7、各種添付書類				
					福祉専門職員配置等	1. なし	3. II	4. III	5. I		別紙2-1、別紙2-2、資格証(写)				
					栄養士配置体制(※3)	1. なし	2. その他栄養士	3. 常勤栄養士	4. 常勤管理栄養士		別紙4、資格証(写)				
					小規模グループケア体制	1. なし	4. I	5. II	6. II(9~10人)	7. I・II	8. I・II(9~10人)	9. II・II(9~10人)	10. I・II・II(9~10人)	別紙17、資格証(写)	
					小規模グループケア体制(サテライト型)	1. なし	2. あり				別紙17、資格証(写)				
					ソーシャルワーカー配置体制	1. なし	2. あり				別紙12、資格証(写)				
要支援児童加算(II)体制	1. なし	2. あり				別紙28、資格証(写)									
福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※9)	1. なし	2. I	3. II	4. III	5. IV	6. V									
福祉・介護職員等処遇改善加算(V)区分(※10)	1. V(1)	2. V(2)	3. V(3)	4. V(4)	5. V(5)	6. V(6)	7. V(7)	8. V(8)	9. V(9)	10. V(10)	11. V(11)	12. V(12)	13. V(13)	14. V(14)	
指定管理者制度適用区分	1. 非該当	2. 該当													
地域生活支援拠点等	1. 非該当	2. 該当													
障害者支援施設等感染対策向上体制	1. なし	2. I	3. II	4. I・II			別紙18								

- ※1 「定員規模」欄には、定員数を記入すること。
- ※2 「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。
- ※3 栄養士配置加算(I)については「3. 常勤栄養士または4. 常勤管理栄養士」を選択する。
栄養士配置加算(II)については「2. その他栄養士」を選択する。
栄養マネジメント加算については「4. 常勤管理栄養士」を選択する。
- ※4 「共生型サービス対象区分」欄が「2. 該当」の場合に設定する。
- ※5 「重度障害児入所棟(知的・自閉)」及び「重度肢体不自由児入所棟」は、「厚生労働大臣が定める施設基準」の要件を満たすこと。
- ※6 「心理担当職員配置体制」欄の「3. II」は、配置した心理指導担当職員が公認心理師の資格を有している場合に設定する。
- ※7 「地域体制強化共同支援加算対象」欄は、地域生活支援拠点等が「1. 非該当」の場合、「1. なし」または「2. あり」を設定する。
地域生活支援拠点等が「2. 該当」の場合、「1. なし」を設定する。

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	特例による指定の有無	定員規模 (※1)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等	事業所名	
						適用開始日	必要書類等

※8 以下のサービスについて、「業務継続計画未策定」欄は、令和7年4月1日以降の場合に設定する。
 保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援

※9 「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」欄は、令和7年4月1日以降の場合、「6. V」を設定しない。

※10 「福祉・介護職員等処遇改善加算(V)区分」欄は「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」が「6. V」の場合に設定する。

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス		特例による指定の有無	定員規模(※1)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等					事業所名	適用開始日	必要書類等
各サービス共通						地域区分	11. 一級地 16. 六級地	12. 二級地 17. 七級地	13. 三級地 23. その他	14. 四級地	15. 五級地		
障害児入所給付費	医療型障害児入所施設			1. 医療型障害児入所施設 2. 指定発達支援医療機関		重度障害児入所棟設置(知的・自閉)(※5)	1. なし 2. あり						
						重度肢体不自由児入所棟設置(※5)	1. なし 2. あり						
						定員超過	1. なし 2. あり						
						身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり						
						虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり						
						業務継続計画未策定	1. なし 2. あり						
						情報公表未報告	1. なし 2. あり						
						重度障害児支援	1. なし 2. あり						別紙8-1、別紙8-2、研修修了証(写)
						強度行動障害加算体制	1. なし 3. I 4. II						別紙33-2、研修修了証(写)
						心理担当職員配置体制(※6)	1. なし 2. I 3. II						別紙14、資格証(写)
						自活訓練体制(I)	1. なし 2. あり						別紙7、各種添付書類
						自活訓練体制(II)	1. なし 2. あり						別紙7、各種添付書類
						福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I						別紙2-1、別紙2-2、資格証(写)
						保育職員加配	1. なし 2. あり						別紙10、資格証(写)
						小規模グループケア体制	1. なし 4. I 5. II 6. II(9~10人) 7. I・II 8. I・II(9~10人) 9. II・II(9~10人) 10. I・II・II(9~10人)						別紙17、資格証(写)
						ソーシャルワーカー配置体制	1. なし 2. あり						別紙12、資格証(写)
						要支援児童加算(II)体制	1. なし 2. あり						別紙28、資格証(写)
福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※9)	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV 6. V												
福祉・介護職員等処遇改善加算(V)区分(※10)	1. V(1) 2. V(2) 3. V(3) 4. V(4) 5. V(5) 6. V(6) 7. V(7) 8. V(8) 9. V(9) 10. V(10) 11. V(11) 12. V(12) 13. V(13) 14. V(14)												
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当												
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当												

- ※1 「定員規模」欄には、定員数を記入すること。
- ※2 「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。
- ※3 栄養士配置加算(I)については「3:常勤栄養士または4:常勤管理栄養士」を選択する。
栄養士配置加算(II)については「2:その他栄養士」を選択する。
栄養マネジメント加算については「4:常勤管理栄養士」を選択する。
- ※4 「共生型サービス対象区分」欄が「2. 該当」の場合に設定する。
- ※5 「重度障害児入所棟(知的・自閉)」及び「重度肢体不自由児入所棟」は、「厚生労働大臣が定める施設基準」の要件を満たすこと。
- ※6 「心理担当職員配置体制」欄の「3. II」は、配置した心理指導担当職員が公認心理師の資格を有している場合に設定する。
- ※7 「地域体制強化共同支援加算対象」欄は、地域生活支援拠点等が「1. 非該当」の場合、「1. なし」または「2. あり」を設定する。
地域生活支援拠点等が「2. 該当」の場合、「1. なし」を設定する。
- ※8 以下のサービスについて、「業務継続計画未策定」欄は、令和7年4月1日以降の場合に設定する。
保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援
- ※9 「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」欄は、令和7年4月1日以降の場合、「6. V」を設定しない。
- ※10 「福祉・介護職員等処遇改善加算(V)区分」欄は「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」が「6. V」の場合に設定する。